

調理師試験の受験に必要な「調理業務従事者証明書」を 取得できない場合の対応について

1. 行政相談

私は、調理関係の仕事を長く勤めていることから、調理師資格の取得を考えている。調理師試験を受けるためには、2年以上の実務経験が必要であり、受験願書に「調理業務従事証明書」を添付して都道府県知事に提出することとされている。

前の勤務先の経営者は「忙しい」として対応してくれず、また、今の勤務先の上司からは「資格取得すると退職されてしまう」と言われるなど、勤務先に当該証明書の記入を頼めない状況となっている。

私と同じく勤務先の都合で当該証明書を作成してもらえず試験を受験できない人は多くいると思われるため、このような場合でも受験できるような環境を整備してほしい。

ほかに類似の行政相談として、「指定試験機関に勤務先の社長が証明してくれるか不安であると相談したが、同機関からは今年度の受験日は既に過ぎているとの説明しか得られなかった」、「自分には調理師の受験資格を証明できる第三者がいないので、不合理である」がある。

(注) 調理師試験を受けようとする者は、都道府県知事の定める規則等に基づき、受験願書に調理師法施行規則で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したことを証する書類（調理業務従事証明書）等を添付しなければならない。

2. 前回会議における委員意見への厚生労働省の回答

(1) 施設長に証明書の交付を促すことについて

<主な意見>

- 施設長が証明してくださるのが、一番自然であり合理的な方法だと思います。なるべくそこに持っていけるように、なおかつそれがどうしても無理な場合に限っては、他の様々な第三者の証明とか、いろいろな方法も認められてよいのではないかと、というような強弱つけた解決策で対応できないかなという気がいたします。
- 義務付けはなかなか難しいという話ではないかと思いますが、本来、施設長が一番よく分かっているわけですから、その施設長から証明を求めるのが基本で、しかし、いろいろな事情で証明をしてくれないというときは、本当にどうするのかと思います。

(厚生労働省回答)

- 調理師試験の受験における調理業務従事証明については、調理師法施行規則に定める施設又は営業において、「調理の業務」に従事したことを証明するものである。

そのため、受験者本人の業務内容について、責任をもって証明できる施設長を証明者としつつ、施設長による証明が困難であることが客観的に明らかである場合には、第三者による証明を認めているところである (注)。

- 施設長は、受験者の調理業務に従事している内容が不十分である等の理由により証明しない可能性なども考えられるため、施設長に対して証明を義務付けることや、要請すること等の対応は困難である。

※ 下線は総務省が付した。

(注) 施設長による調理業務従事証明が困難であることが客観的に明らかであり、例外措置として、以下のいずれかの場合において、第三者(調理師会等、所属団体の長又は同業者)による証明を認めているもの。

- ① 従事者と施設長が同一人の場合
- ② (施設長が) 配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合
- ③ 廃業等によって元の施設長がいない場合

(2) 適当な他の団体による証明(第三者証明)の適否について

<主な意見>

- ・ 証明できる人は存在しても、証明書を書いてくれないことを全く想定していないということがあるようですが、そういう事例に対応して、基本的には第三者証明がその辺りをカバーできるように、それが駄目なら、最後の手段として、証拠書類を出させて自己申告を認めてみる方法もあると思いますが、まずは第三者証明の範囲についてということでしょうか。
- ・ 基本的には、食品衛生に関わるものですので、証明手段に係る要件を余り緩めると危険性があるのは、皆さんがおっしゃっているとおりで、その辺のところ、もう少し、食品衛生、調理師業務がどういう形で行われているのか実態を見て、容易な証明手段がないのかももう少し検討できればなと思いました。

(厚生労働省回答)

- 証明者は、受験者の勤務の実態も踏まえて調理業務従事証明書を作成している。このため、証明者は受験者の調理の業務に係る情報を2年間継続して把握していることが必要である。

勤務した場所(業態)だけでなく、業務の内容まで把握できる書類は、基

本的に想定されない。

加えて、調理業務従事証明書が施設長と受験者の合意のもとで証明されるものであるところ、施設長が存在する中で、第三者による証明を行うことは、紛争の原因になることも想定される。

以上により、施設長が存在する中で、第三者による証明を行うことは、困難である。

※ 下線は総務省が付した。

(3) 個別労働紛争解決制度の周知について

<主な意見>

- ・ 個別労働紛争解決制度については、他の選択肢を排除するようなものではないので、これを周知することも意味があると思いますが、同制度の利用は一般の人にとってハードルは高いと思われます。ですから、これが究極的な解決策になるかという、他の方法と両立させてやるものとしてはいいのではないか。

(厚生労働省回答)

- 既存の制度の周知により、救済される方がいるとするならば、それを行うことに支障はなく、また、選択肢を増やすことはよいと考える。

3. 論点

① 次の理由から、調理業務に2年間従事した者が、本来得られるはずの調理師試験の受験資格を失うことがないように、厚生労働省に、第三者証明の導入を検討するよう提案してはどうか。

a 厚生労働省は、施設長が不当な理由で証明書を交付しないことを想定していない。

施設長が従業員の受験を妨害しようとして証明書を交付しないような場合でも、従業員が受験資格を得るためには、別の施設に入り直すか、調理師学校に通うか、個別労働紛争解決制度を利用するしか方法がなく、不利益が大きい。

b 厚生労働省は、「調理業務従事証明書が施設長と受験者の合意のもとで証明されるものである」としているが、施設長と従業員は対等な関係とはいえ、従業員にとって厳しい考え方となっている。

c 厚生労働省は、従業員と施設長が同一人、施設長が配偶者又は二親等内の血族、廃業等によって元の施設長がいない三つのいずれかの場合に当てはまれば、第三者証明を認めている一方、施設長がいる場合は、「勤務した場所（業態）だけでなく、業務の内容まで把握できる書類は、基本的に想定されない」として第三者証明を認めていない。

前者については、証明方法があることを前提として第三者証明を認めていると考えられる一方、後者については、証明方法がないことを理由に第三者証明を認めていないため、ダブルスタンダード（二重基準）となっている。

d 当省が 11 道県及び関西広域連合に調査協力を求めたところ、3 県において類似の事案があり、このうち 2 県において第三者証明が実施されており、証明書の交付を受けられない従業員を救済している現場実態があった。これらの県では、食品衛生指導員による証言、調理従事者等を対象に実施されている定期的な検便の記録等が証明資料として用いられていた。

② 厚生労働省は、「施設長は、受験者の調理業務に従事している内容が不十分である等の理由により証明しない可能性なども考えられる」、「施設長が存在する中で、第三者による証明を行うことは、紛争の原因になることも想定される」としており、従業員による不正、施設長と第三者機関の間の紛争を危惧している。

その蓋然性が高いのであれば、調理師試験において、施設長の証明が得られなかった従業員を対象とする実技試験を実施することにすれば、客観的な判断が可能となり、厚生労働省の危惧も解消されるため、その導入を提案してはどうか。

【関係法令等】

○ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

（調理師の免許）

第 3 条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1 年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第 57 条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて 2 年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

（調理師試験）

第 3 条の 2 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5 （略）

（名称の使用制限）

第 8 条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（調理師の設置）

第 8 条の 2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように

努めなければならない。

○ **調理師法施行規則**（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（抄）

（施設又は営業の指定）

第 4 条 法第 3 条第 2 号、法第 5 条の 2 第 1 項及び法第 8 条の 2 に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号、第 4 号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

○ **B 県調理師法施行細則**（抄）

（受験の手続）

第 2 条 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により行う調理師試験（以下「調理師試験」という。）を受けようとする者は、知事が別に定める願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該調理師試験前において直近に行われた調理師試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を添付するときは、第一号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一～二 （略）

三 調理師法施行規則第 4 条で定める施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類

○ **調理師試験の受験資格について**（令和 2 年 2 月 7 日付け各都道府県衛生主管部（局）等宛て厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡）（抄）

2 調理業務従事証明書の証明について

調理業務従事証明書は、（略）施設に勤務していたことを証明するものではなく、（略）施設において「調理の業務」に従事していたことを証明するものである。

（略）証明は、施設長が行うことを原則とするが、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明することとしてきたところである。これは、証明しようとする期間について、当該施設又は所属していた団体に記録が残っている場合や、従事施設の近隣の同業者が、当時の状況を詳細に覚えている場合等を想定した措置であり、証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。

○ **食品衛生法**（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）

第 54 条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

○ **食品衛生法施行令**（昭和 28 年政令第 229 号）（抄）

（営業の指定）

第 35 条 法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

（略）

四 魚介類販売業（略）

（略）

二十五 そうざい製造業（略）

二十六 複合型そうざい製造業（略）

（略）

○ **個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律**（平成 13 年法律第 112 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（紛争の自主的解決）

第 2 条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（当事者に対する助言及び指導）

第 4 条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 6 条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 26 条第 1 項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対

し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 事業主は、労働者が第1項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(あっせんの委任)

第5条 都道府県労働局長は、前条第1項に規定する個別労働関係紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

2 前条第3項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(委員会の設置)

第6条 都道府県労働局に、紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条第1項のあっせんを行う機関とする。

(あっせん)

第12条 委員会によるあっせんは、委員のうちから会長が事件ごとに指名する3人のあっせん委員によって行う。

2 あっせん委員は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

第13条～第14条 (略)

第15条 あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

○ 地方公共団体における調理師試験の実施状況

当局で確認したところ、下表のとおり、調理師試験の全部を自ら実施している地方公共団体が11道県、関西広域連合(注)が実施しているのが6府県である。

(注) 関西広域連合は、府県を越える広域的な行政ニーズに一体的に対応するため、平成22年に設立された関西の2府6県4政令市で構成する特別地方公共団体である。

区分	該当数	都道府県名
自ら実施	11道県	北海道、福島、栃木、群馬、神奈川、長野、静岡、奈良、山口、愛媛、沖縄

関西広域連合が実施	6 府県	大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山、徳島
指定試験機関である (公社)調理技術技能 センターが実施	30 都県	<一括>青森、宮城、茨城、埼玉、東京、新潟、 富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、 鳥取、島根、岡山、高知、福岡、佐賀、 長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 <受付業務以外>岩手、秋田、山形、千葉、山 梨、広島、香川